

組合に入ろう！
組合に相談を！

かな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

労働組合員の範囲は、労働組合自身が自主的に決めるべきことで、会社の介入や干渉は許されません。労組法第2条では、労働組合は自主的に運営されると明確に書かれているからです。

その理由は、組合の運営に会社の意向が入ること、労働者の利益を擁護し向上させるという組合本来の機能や自主性が損なわれるからです。東京高裁の判決でも「組合

(労組法2条)組合員の範囲を決めるのは組合

組合は4月9日、東京都労働委員会に組合員資格の問題で申立てを行いました。この問題は、すでに2007年11月に最高裁判所で確定しています。今回の申立は、司法判断に従わない会社の責任を追及するものです。

会社の狙いは
労働者の弱体化

通常、組合員の範囲外として除外すべきは役員など該当全社員の2%、5%が常識となっていました。バンド8以上(推定40%)を組合員の対象外とすると、あまりにも多くの社員が対象外となり、労働者の団結が難しくなります。これは、組合に対する団結権を侵害する支配介入、不当労働行為にあたります。

すでに裁判で決着済

すでにこの問題は東京都労働委員会と裁判所において決着しています。東京高裁の判決でも「組合

バンド8以上の方も
組合に加入しましょう

組合員の資格を有するものの範囲は本来、組合の自主的判断にゆだねられるべきものと明言しています。それにもかかわらず、司法判断を歪曲する会社の姿勢をたまたすため、東京都労働委員会に申立てを行いました。

司法判断を無視する会社を再び労働委員会の場合に

バンド8以上でも組合に入れます

団結すれば、労働条件の改善や問題を解決することが出来ます。バンド8以上の皆さんもぜひ組合に加入しましょう。



東京メーデー 報告



第88回中央メーデーが5月1日、代々木公園に3万人もの参加者を集めて開催されました。催しに先立って、組合は「解雇原告3名の職場復帰決定!」のチラシを配布しました。「よかったですね」「おめでとう」の声を聞きながら、用意した800枚を配りきりました。



了後は、恵比寿までのデモを行いました。組合員全員がブルーのIBMゼッケンを付け、「IBMのロックアウト解雇を許さない!」の横断幕を掲げ、行進しました。沿道から多くの声援を受けながら、日本IBM労働組合の存在をアピールして、今年のメーデーを終りました。



京都メーデー 報告

5月1日、雨がポツポツ降る曇天の日、京都・二条城前広場で第88回全京都統一メーデーが開催されました。今年は広場の整備工事のため、例年より少し狭い会場となりましたが、例年以上の参加者で埋まりました。各来賓挨拶では、戦争法の廃止、共謀罪法案や働き方改革の問題点が訴えられました。

続いて、不当配転訴訟で4月に一番で勝利した



平和行進出発式 5月6日に平和行進出発式が、江東区新木場の夢の島公園第5福竜丸記念館前で開催されました。平和行進は核兵器廃絶を訴え、8月6日の広島での平和記念式典に参加するため、東京から広島まで平和行進を行うものです。出発式では被爆者の人や東京から広島までの全コース参加者が「平和への祈り」を込めて、スピーチを行いました。

式典終了後、参加者は平和行進の1日目の行動として、芝公園まで行進しました。核兵器廃絶の思いを込めたタスキを、翌日の平和行進参加者に託して、当日の行動を終りました。

ハツマ-

第45代米大統領が就任して今月で四ヶ月。日本でも物議を醸し出したフェイクニュースはどうなったのだろうか。時計の針が逆回転しつつあるようにも感じられる中、先月、某国で戦争が勃発する可能性に関するニュースやネットに流れる多数の憶測に翻弄され、生きた心地がしなかった方も少なくないだろう。社内においては私自身、フェイクニュースに長年惑わされ、踏み出せなかった一歩がある。その一歩を踏み出した先には、それまでの憶測を覆す、真実の世界が広がっていた。そしてそれは先月のロックアウト解雇裁判の結果をもつて、確信へと変わった。もっと早くに行動していれば、との念が頭を駆け巡る▼今こそ従業員

ケース1…従わないと「解雇する」あるいは「人事による対応がなされる」と脅迫する。ケース2…必要以上にミスを追及する。PIP（業績改善プログラム）の強要も該当します。ケース3…残業の強要。

パワハラに当たる行為

かいな2300号でパワハラに当たる行為について紹介したところ、GBSでパワハラ相談が相次いで寄せられています。特に、戦略コンサルティング&デザイン統括部門からの相談が多く、これまでに2名が組合に加入しました。組合に加入後、この2人へのパワハラは収まりましたが、パワハラ例を示しながら復習しておきましょう。

GBSで相次ぐパワハラ

―パワハラとどうたたかうか―

所定労働時間を無視した40時間×52週を分母とした稼働率目標そのものも該当します。ケース4…仕事を奪う、自分で異動先を探せ、というのも該当します。

パワハラとどうたたかうか

パワハラにあつてしまったときは「まずは証拠を残すこと」なのですが、その具体的な方法と会社での注意点を見ていきましょう。

方法1：録音や録画による記録

パワハラによる鬱病発症被害では労災認定や裁判などでこれは強力な証拠として採用されます。ところが、会社はそれを見越して録音や録画を

BCGで禁止しています。都合の悪いことが漏洩すると会社は困るのでしよう。しかし、就業規則で縛っても日本の法律の方が優先されます。

会社は自分に不都合なことは事実を曲げてでも逃れようとするのを組合は裁判等を通して見てきています。残念ながら、会社に自浄能力はありません。証拠は強い味方になってくれます。

方法2：議事メモなどによる記録

これは相手の目の前でノートにボールペンで取ると効果的です。BCGでも禁止できないので出来るだけ記録しましょう。助けを求めるために説明をする場合にも、経緯を整理して対策を考えるた

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS・ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
幕 張	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS・インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-0853		
	メール:kumiai@mitu-ibm.org 組合ホームページ: http://www.jmitu-ibm.org/		

(注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL:03-3355-0611(代) Web:http://tokyolaw.jp/
旬報法律事務所	弁護士 大熊 政一、山内 一浩、並木 陽介、細永 貴子 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル6階(受付7F) TEL:03-3380-5311(代) Web:http://jnpoor.org/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL:045-222-7577

★ 「かいな」のバックナンバーがWEBで読めます。「かいな」で検索

告 発

―会社が秘密裏に減資、株主資本が半減―

前号に続く「日本IBMの昨年度業績」分析の第二弾です。なんと、昨年度の利益処分(株主総会)で資本金が300億円減額され、これと「その他利益剰余金」などを合わせて、株主資本がほぼ半減していることが分

株主資本半減で安全性に「かなり問題」

前号では異常に高いP

日本IBMの貸借対照表比較 (2015年末 と 2016年末) (単位：億円)

会計科目	2016年末	2015年末	比較
流動負債	4,761	3,761	+1,000
短期借入金	885	50	+835
固定負債	458	164	+294
その他の固定負債	386	98	+288
負債の部合計	5,220	3,924	+1,296
株主資本	1,886	3,791	-1,905
資本金	1,053	1,353	-300
資本剰余金	304	79	+225
利益剰余金	528	2,359	-1,831
利益準備金	338	338	0
その他利益剰余金	190	2,021	-1,831
評価・換算差額等	25	-26	+51
純資産(資本)の部合計	1,911	3,788	-1,877
負債・純資産合計	7,131	7,713	-582
資産の部・預り金	3,540	2,403	+1,137

ソース：日本IBMホームページにある「会社経歴書」「会社経歴書2016」の業績(単独)ページにある貸借対照表から作成。2015年末については億円未満四捨五入、負債の部は変動の大きかった科目のみ記載。

円とほぼ半減し、総資産(負債・純資産合計と等しい)に対する純資産の部の比率は49.1%から一気に減って26.8%となりました。一般的な日本の会社と比較しても、「安全性にかなり問題がある」と言わざるを得ない財務状況です。これらをまとめたものが上表です。

株主配当のための減資

一般的に「減資」は業績が悪化し累積損失が出ている企業が、資本金とこの累積損失とを相殺するために行います(このほかに節税のための減資もあります)。これは大企業には当てはまりません。このタイプの減資では手持ち現金が減ることとはありませんが、今回の減資はこれとは明らかに違うものです。

これは親会社への「配当」のための減資であり、親会社に儲けをゴッソリ現金で持って行かれたことを意味します。そのう

ち、手持ちの現金・預金などから出し切れなかった分が「借入金」の純増として計上されています。その金額はおよそ1100億円ありと見られ、これも「支払利息(営業外費用)の純増」につながるほか、将来的に日本IBMの業績を圧迫する要因になる可能性があります。このように子会社の財務的な安全性が損なわれるのは、管理会計側からの経営分析の視点では「あつてはならないこと」です。ROE(株主資本利益率)や一株あたりの利益が大幅に向上したとしても、これでは経営不安が増大する弊害の方が遥かに大きくなります。

「預け金」は何のため

また資産の部で急増した「預け金」はあまりなじみのない勘定科目ですが、基本的には「従業員に預けた、あとで精算の必要があるお金」または「短期での資産運用のために委託したお金」がこ

れに該当します。増加分およそ1100億円は、あとで精算の必要があるお金とは考えにくく、その目的が極めて不自然です。リストラ費用の短期運用でなければいいのですが。

通常業務にも影響が

前号2面に「無理な外部発注禁止をやめよ」と題した記事を掲載しました。その理由がキャッシュアウト抑制のためとされていることと、親会社への配当などにより日本IBMの財務状況が圧迫されていることは符合します。このような施策の結果、協力会社がIBMからの受注を避けるようなことになる、通常の業務にも影響が出ることになりかねません。

これはもはや「日本IBMの経営の危機」と言っても過言ではありません。組合はこの問題についても引き続き会社を追及していきます。

★ 「かいな」の更新情報をメールで購読 できます。「かいな」で検索